

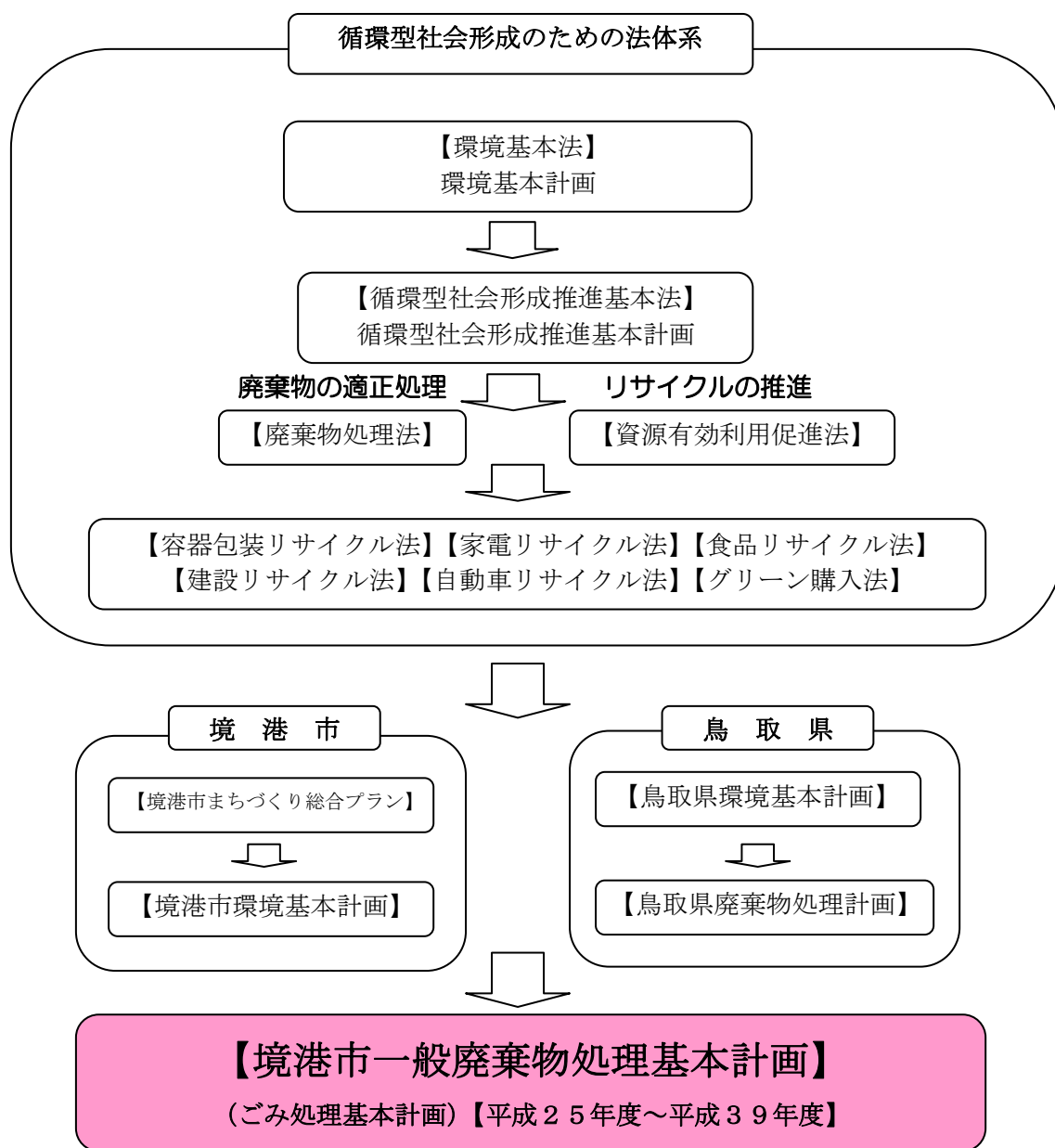
第1章

計画策定の趣旨

第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項においては、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない」とされており、さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定では、一般廃棄物処理計画には、基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」及び基本的事項の実施のために必要な「一般廃棄物処理実施計画」から構成され、各々所定の事項を定めることとされています。

境港市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、以上に基づき策定するもので平成13年3月に策定した本計画を見直し、改定するものです。具体的内容については、廃棄物処理法第6条第1項に基づく「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）によるものとししました。また、下記に示す、国の法律・計画並びに「鳥取県廃棄物処理計画」（平成23年10月）と整合したものとしています。



第2節 計画の期間

「ごみ処理基本計画策定指針」によると一般廃棄物処理基本計画の目標年次は10年～15年とされています。本計画の期間は、図1-2-1に示すとおり、平成25年度を初年度とし、平成39年度を目標年度とする15年計画とします。

また、本計画は、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

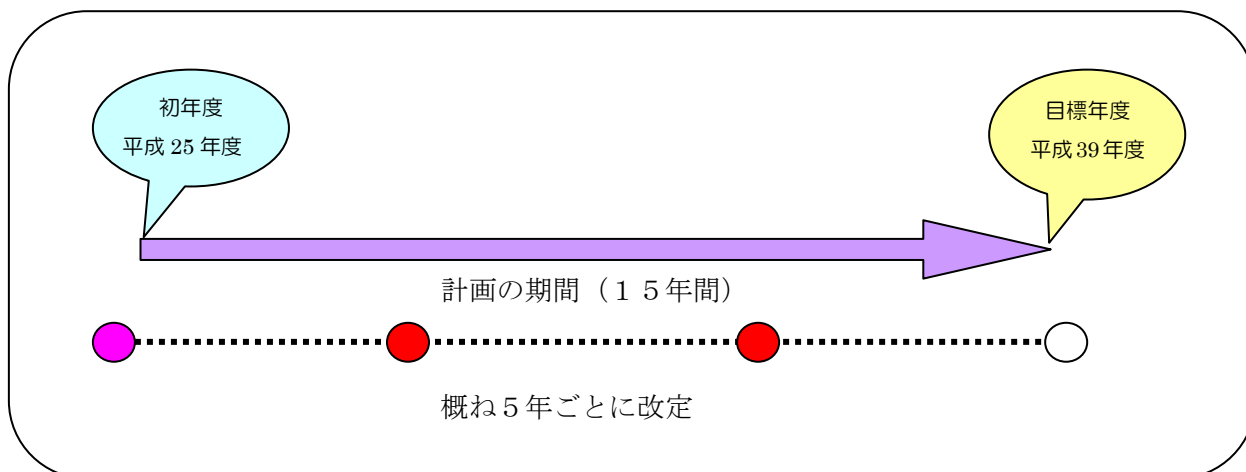


図1-2-1 本計画の期間と目標年度

第3節 本計画の性格と役割

本計画は、長期的、総合的視点に立って一般廃棄物（ごみ）を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示したものです。

今後、本計画に基づき、市民・事業所・行政が各々の役割を果たし、一般廃棄物の適正処理及び循環型社会を形成していくものとします。

第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図1-4-1に示すとおり一般廃棄物のうち、固形状の廃棄物（以下「ごみ」という。）とします。

なお、行政において処理・処分が困難であるものは、処理対象外とし、これらの扱いは表1-4-1のとおりとします。

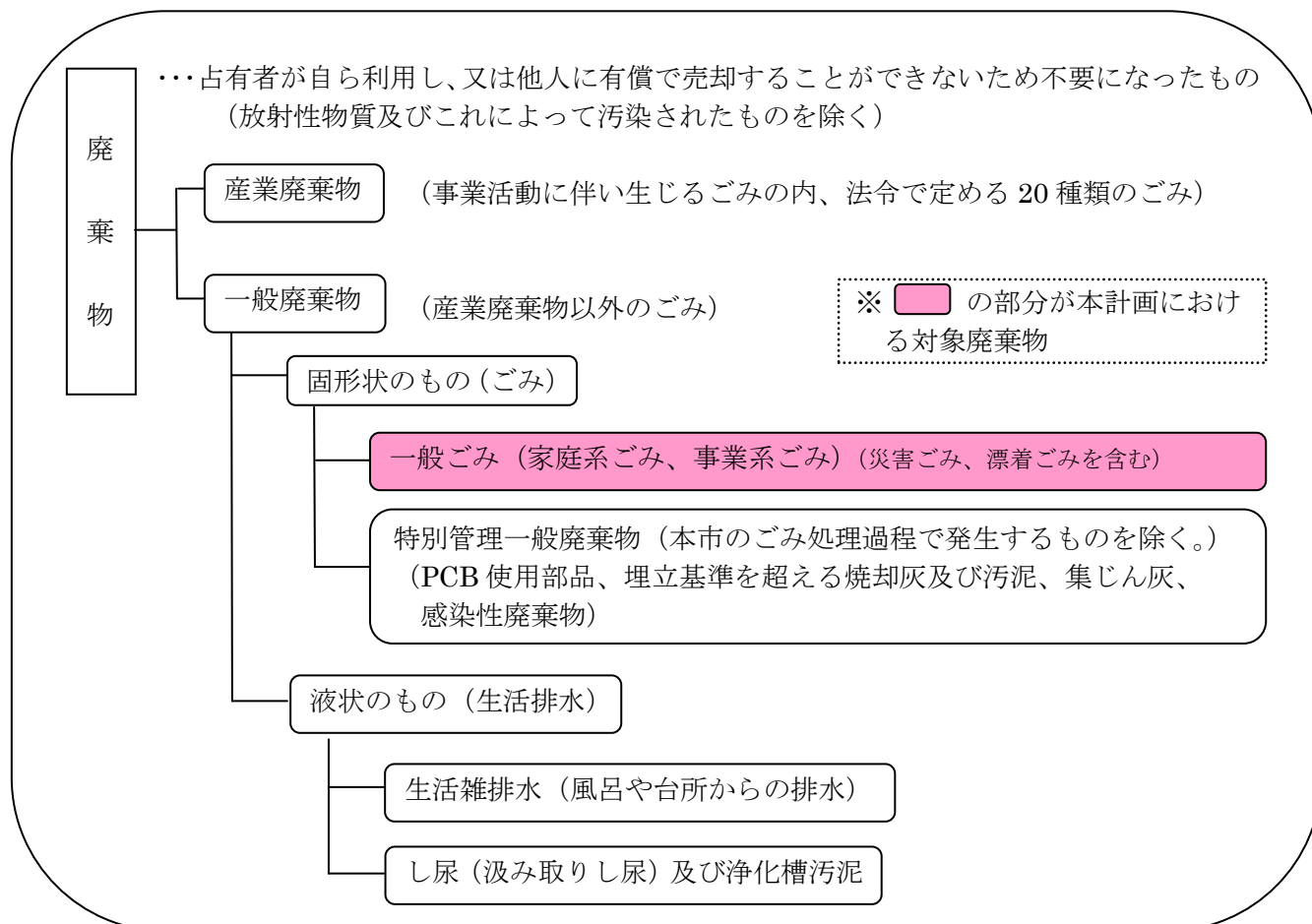


図1-4-1 本計画の対象廃棄物

表1-4-1 本計画において対象外とするごみとその扱い

区 分	取 り 扱 い
P C B 使 用 部 品	本市では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
集 じ ん 灰	本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。（本市所有のごみ処理施設で発生したものを除く。）
感 染 性 医 療 廃 棄 物	本市では取り扱わない。医療機関等に引き渡すこととする。
家電リサイクル法対象品目	家電5品目（TV、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）は、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとするほか、リサイクル料金を納付の後、市の戸別収集又はリサイクルセンターへの搬入とする。（有料）
パ ソ コ ン	製造者等の引き取りとする。
その他本市で指定する 処 理 困 難 物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。オートバイ、自動車（部品も含む）、タイヤ、バッテリー、ドラム缶、消火器、LPガスボンベ、便器、洗面台、劇物容器、建築廃材、ガレキ等、魚網等の網類、ロープ、農業用ビニール、ボーリング用ボール、位牌、仏壇など